伊丹市教育委員会規則　第１５号

伊丹市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１１月２０日

伊丹市教育委員会

伊丹市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則（令和８年伊丹市教育委員会規則第１５号）

伊丹市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則（平成２３年伊丹市教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下，改正前の欄にあっては「改正前部分」と，改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

⑴　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは，当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正前部分のみ存在するときは，当該改正前部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改　正　前		改　正　後	
別表第２		別表第２	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
（略）		（略）	
伊丹市立南中学校	安堂寺町１丁目から５丁目まで，伊丹４丁目から８丁目まで，稲野町，梅ノ木，柏木町，御願塚，鈴原町９丁目，南鈴原，東有岡２丁目から５丁目まで，平松，南町，南野１丁目，南本町，若菱町	伊丹市立南中学校	安堂寺町１丁目から５丁目まで（２丁目１番地１を除く。），伊丹４丁目から８丁目まで，稲野町，梅ノ木，柏木町，御願塚，鈴原町９丁目，南鈴原，東有岡２丁目から５丁目まで，平松，南町，南野１丁目，南本町，若菱町
（略）		（略）	
伊丹市立笹原中学校	安堂寺町６丁目，７丁目，車塚，昆陽南２丁目２番，３番，３丁目，野間，堀池，美鈴町，南野２丁目から６丁目まで，南野北	伊丹市立笹原中学校	安堂寺町２丁目１番地１，６丁目，７丁目，車塚，昆陽南２丁目２番，３番，３丁目，野間，堀池，美鈴町，南野２丁目から６丁目まで，南野北

付　則

この規則は，公布の日から施行する。